



「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに
関するガイドライン」
令和 5 年 6 月改訂の概要

内閣官房 地理空間情報活用推進室



1. 地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドラインの概要


- 「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」）は、地理空間情報活用推進基本法や地理空間情報活用推進基本計画を踏まえ、地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関する実務上のガイドラインとして策定（平成22年9月地理空間情報活用推進会議決定）。

項目	内容
目的・適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>地理空間情報に係る個人情報該当性、個人情報を含む地理空間情報の利用・提供を行う際の個人情報保護法制に基づく適正な取扱いを行うための指針を示すことにより、行政機関等において保有する地理空間情報の活用推進と個人の権利利益の保護の両立を図ることを目的とする。</u> ・行政機関等が取り扱う地理空間情報を当該行政機関等の内部で利用する場合、他の行政機関等に提供する場合及び行政機関等以外の第三者に提供する場合を対象とする。
位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・地理空間情報活用推進基本法第15条において、「<u>国及び地方公共団体は、国民が地理空間情報を適切にかつ安心して利用することができるよう、個人情報の保護のためのその適正な取扱いの確保</u>」のための施策を講ずるものとする」旨規定されており、第1期地理空間情報活用推進基本計画において、地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関する実務上のガイドラインを策定することとされていることを受けて策定された。 ・本ガイドラインは、法的拘束力を伴うものではなく、あくまで行政機関等が保有する地理空間情報の利用・提供を行う上で望ましいと考えられる<u>個人情報等の取扱いに関する標準的な考え方を整理したもの</u>。
構成 (改訂後)	<ol style="list-style-type: none"> 1章 目的 2章 本書の読み方 3章 地理空間情報の利用・提供と個人情報保護法の規律 4章 主な地理空間情報の利用・提供推進の考え方 5章 地理空間情報の利用・提供に鑑みた段階別の個人情報等の適正な取扱いのための方策 6章 その他



2. 個人情報保護法改正に伴う本ガイドライン改訂のスケジュール

- デジタル社会形成整備法による改正個人情報保護法の施行に伴い、令和4年6月（国等関係）、令和5年6月（予定）（地方等関係）の2回に分け、本ガイドラインを改訂。
- 地方等関係分については、有識者検討会**（令和4年度地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関する検討会 座長：宍戸常寿東京大学大学院法学政治学研究科 教授）**において改訂案を議論し、本年6月の地理空間情報活用推進会議で決定予定。**

	R 4 年度				R 5 年度				R 6 年度以降					
	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬						
個人情報保護法制	改正法施行 (国等)				改正法施行 (地方等)									
地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン	ガイドライン (国等関係改訂版) 公表 (地理空間情報活用 推進会議決定)				 有識者検討会で 改訂案の議論				ガイドライン (地方等関係改訂版) 公表 (地理空間情報活用 推進会議決定)				改正個人情報保護法の施行を受けた地方公共団体における事例集・Q&Aを別途整理	関連法令の改正、社会情勢の変化等に合わせ随時見直しを検討



3. ガイドライン改訂のポイント 主な見直し内容

■ポイント①

令和3年改正**個人情報保護法**のうち地方等関係分の令和5年4月1日**施行に伴い、**

(1)地方公共団体の**個人情報保護条例に関する記載を個人情報保護法の適用を踏まえた記載に見直し。**

【該当箇所】

・全般

(2)**個人情報保護法制における地方公共団体における留意事項等を追記。**

【該当箇所】

- ・3 地理空間情報の利用・提供と個人情報保護法の規律
 - ・3.8 保有個人情報に係るその他の留意点
 - ・3.9 地方公共団体における留意点

■ポイント②

行政機関等において取扱いが増えている地理空間情報(人流データ、点群データ)、新たに一般公開が開始された地理空間情報(登記所備付地図)について、地理空間情報の利用・提供推進の考え方を追記。

【該当箇所】

- ・4 主な地理空間情報の利用・提供推進の考え方
 - ・4.2 台帳情報 (**登記所備付地図**、地番現況図、住居表示台帳・住居表示旧新対照表、道路台帳、避難行動要支援者に関する情報)
 - ・4.4 空中写真・衛星画像・**点群データ**
 - ・4.5 その他 (都市計画基礎調査に基づく土地利用現況及び建物利用現況、**人流データ**)

■ポイント③

行政機関等が民間企業、研究機関など複数関係者と協議会等を形成して地理空間情報を取り扱う場合の管理等について追記。

【該当箇所】

- ・5 地理空間情報の利用・提供に鑑みた段階別の個人情報等の適正な取扱いのための方策
 - ・5.1 整備段階における方策



3. ポイント①(1)個人情報保護条例に関する記載の見直し等

- ・地方公共団体の**個人情報保護条例に関する記載を個人情報保護法の適用を踏まえた記載に見直し**。(全般)
- ・各分野での個人情報の取扱い、オープンデータ化に関する新たな指針等を反映。
(4. 主な地理空間情報の利用・提供推進の考え方)

■ 行政機関等が保有する主な地理空間情報について、利用・提供に関する基本的な考え方等を示しているところ、地方公共団体における利用について、**個人情報保護条例の適用を前提とした記載となっているため、以下のように個人情報保護法の適用を踏まえた記載に見直し**

<例：地方公共団体の保有する地理空間情報で個人情報に該当する場合があるもの>

【該当箇所】

4.1.(2)ハザードマップ、(3)森林計画図・森林簿、4.2.(2)地番現況図、(3)住居表示台帳・住居表示旧新対照表、4.4(3)点群データ<新規>、4.5(1)都市計画基礎調査に基づく土地利用現況及び建物利用現況、(2)人流データ<新規>

現行GLにおける主な記載内容 (条例の適用)	見直し後の主な記載内容 (個人情報保護法の適用)
個人の権利利益の保護の要請と当該情報を提供することによる利益とを比較考量の上判断し、 条例に従って適切に取り扱う必要がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護法の規定に従って適正に取り扱う必要がある。 ・ 窓口での閲覧・交付やインターネットでの公開により行政機関等以外の第三者への提供を恒常的に行う場合には、これらの公開等を行うことについて、あらかじめ個人情報の利用目的として特定する必要がある。 ・ 利用目的以外の目的のために臨時的に利用・提供する場合は、法令に基づく場合を除き、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがなく、かつ、個人情報保護法第69条第2項各号のいずれかに該当する必要がある。

■ **各分野での個人情報の取扱い、オープンデータ化に関する新たな指針等を反映**

- ・ハザードマップ（要支援者マップ）...「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」（令和5年4月内閣府防災担当）
- ・都市計画基礎調査...「都市計画基礎調査のオープンデータ化に向けた土地利用現況及び建物利用現況の取扱いについて(令和5年3月)」
(国土交通省都市局都市計画課長・都市政策課長通知)



3. ポイント①(2)地方公共団体が留意すべき事項等の追加

- 改訂前の本ガイドラインでは、典型的な個人情報保護条例のポイントやそれらに関して留意すべき点を記載していたところ、**改正法の施行に伴い地方公共団体に個人情報保護法が適用されることから、個人情報保護法の適用下で地方公共団体が留意すべき事項等を追記する。**(3.9 地方公共団体における留意点)

留意事項	主な記載内容
(1) 地方公共団体が定める条例との関係	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体における個人情報の取扱いは個人情報保護法に基づく全国的な共通ルールにより規律されることになるが、地方公共団体に支払う手数料の額については条例に委任するとともに、条例要配慮個人情報の内容や一部の手続について条例で定めることができる。 個人情報の保護やデータ流通について直接影響を与える事項であって法に委任規定が置かれていないものや、法と重複する内容については、条例で独自の規定を置くことはできない。
(2) 「地域における事務」との関係 ※地方自治体が行う事務には法令及び条例に規定された具体的な事務のほか地方自治法第2条第2項に「普通地方公共団体は、地域における事務を処理する」と規定されている事務がある。	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法では、行政機関等による個人情報の保有は法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務（「地域における事務」を含む）を遂行するために必要な場合に限られ、かつ、あらかじめ個人情報の利用目的をできるだけ特定する必要がある。 個人情報保護法第69条第2条第2号及び第3号では、例外的に利用目的以外の目的のための利用又は提供が認められる場合の要件として、法令の定める事務又は業務の遂行に必要であることが定められているが、これらの「法令の定める事務又は業務」には、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」が含まれる。 他に具体的な情報の利用又は提供に着目した法令の規定がなく、地方自治法第2条第2項のみに基づいて行う個人情報の取扱いは、個人情報保護法第69条第1項において目的外利用及び提供の禁止の例外として定められている「法令に基づく場合」には当たらない。




等

その他、地方公共団体は、専門性を有する個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができること(5.1 整備段階における方策)等についても追記



3. ポイント②地理空間情報(登記所備付地図、人流データ、点群データ)についての記載追加

- 行政機関等において取扱いが増えている地理空間情報(人流データ、点群データ)、新たに一般公開が開始された地理空間情報(登記所備付地図)について、**地理空間情報の利用・提供推進の考え方を追記**。(4. 主な地理空間情報の利用・提供推進の考え方)

地理空間情報	主な記載内容
<p data-bbox="56 391 145 1069" style="writing-mode: vertical-rl;">行政機関等において取扱いが増えている地理空間情報</p> <p data-bbox="190 391 380 438">人流データ</p>  <p data-bbox="358 542 548 566">出典：国土交通省</p> <ul data-bbox="190 638 996 790" style="list-style-type: none"> ・ センサー、カメラによる計測や、GNSS・Wi-Fiによるスマートフォンの位置情報の取得などから把握したデータを元に作成した、人の移動や集積・通過に関するデータ。 ・ 地方公共団体ではオープンデータとして公開している場合あり。 <p data-bbox="190 821 380 869">点群データ</p>  <p data-bbox="347 933 548 957">出典：静岡県 資料</p> <ul data-bbox="190 1005 996 1157" style="list-style-type: none"> ・ 三次元測量で得られた三次元座標を持った点データの集合。測量用航空機、UAV、車両や人などに搭載されたレーザーセンサーにより観測。 ・ 地方公共団体ではオープンデータとして公開している場合あり。 	<ul data-bbox="1030 399 2184 1133" style="list-style-type: none"> ・ 人流データのうちカウントデータ、滞留データ又はODデータの作成時において個人情報を取得しない場合には、当該人流データは基本的には個人に関する情報に該当しないと考えられる。 ・ 人流データの作成時に取得するカメラ画像やスマートフォンアプリの登録情報、個人の移動軌跡に関する情報等が個人情報に該当する場合がある。 ・ 軌跡データ、及びカウントデータ・滞留データ・ODデータのうち上記の個人情報を用いて作成した人流データは、個人情報に該当する場合がある。 ・ 現在の測量技術により取得される点群データは、そのデータ単体で特定の個人を識別できる可能性は低いため、単体で個人情報に該当する可能性は低い。 ・ ただし、点群データが単体では個人情報に該当しない場合でも、同時に取得するカメラ画像が個人情報に該当し、かつ、容易照合性を満たす場合は、点群データも個人情報に該当。
<p data-bbox="56 1181 145 1580" style="writing-mode: vertical-rl;">新たに一般公開が開始された地理空間情報</p> <p data-bbox="190 1181 481 1228">登記所備付地図</p>  <p data-bbox="392 1332 537 1356">出典：法務省</p> <ul data-bbox="190 1388 996 1572" style="list-style-type: none"> ・ 土地の位置や形状等を示す情報として登記所に備え付けられている地図や図面。 ・ 法務省において、G空間情報センターを通じて登記所備付地図のXMLデータの一般への公開を開始しており、地理空間情報として活用が進むと想定。 	<ul data-bbox="1030 1181 2184 1572" style="list-style-type: none"> ・ 登記所備付地図に記載の筆界ごとの地番は、行政機関等において、不動産登記情報と容易に照合することが可能な状態で保有され、それにより特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当する。 (法務省は、G空間情報センターにおける地図データの公開に当たって、登記所備付地図の情報の利用目的に当該公開を行うことを追加。) ・ 利用する事業者等において、当該情報を他の情報と容易に照合することによって特定の個人を識別することができない場合には、当該事業者等が利用する登記所備付地図の情報は個人情報に該当しない。



3. ポイント③複数者によるデータ整備取得についての記載追加

- **行政機関等が企業、研究機関など複数関係者と協議会等を形成して地理空間情報を取り扱う場合の管理等**について追記する。(5.1 整備段階における方策)

※地理空間情報は、スマートシティや、地域の社会課題解決やデジタルツインの実現に向けた重要な情報の一つであり、人流データなど、行政機関等が単独ではなく、民間企業や研究機関などと協議会やコンソーシアムなどを設立して取得・利用をする場合がある

主な記載内容

- **複数者から構成される組織体で個人情報を取り扱う場合、データガバナンス体制の構築に取り組むことが重要**
- **法人格のない権利能力なき社団（任意団体）であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は個人情報保護法上の個人情報取扱事業者として義務を負う**
- **協議会等が設置者とは異なる主体として個人情報取扱事業者に該当する場合において、取得した個人情報を構成員の一人が保有しようとする場合は、協議会等から構成員への個人情報の提供について必要な手続を行う必要がある**